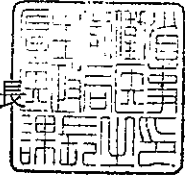


医政医発 0331 第 1 号
平成 26 年 3 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長



基幹型臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて

「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 12 日医政発第 0612004 号）第 3 の 2 による訪問調査の取扱いについては、平成 24 年 3 月 29 日付けで各都道府県衛生主管部（局）長宛に周知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおりその一部を改正し、平成 26 年 4 月 1 日より取り扱うこととしたので通知する。

また、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。